

ひとり親のお母さん・お父さんへ 養育費確保支援事業

養育費は、こどもの健やかな成長のために大変重要なものです。久留米市では養育費を安定して確保するために、養育費の取決め文書の作成費用などの補助や、養育費のセミナー・相談会を行っています。

**2026年4月に施行された
民法等改正法では、親権・養育
費・親子交流などに関するルール
が見直されました！**



離婚を考えたとき・・・

- ▶ 子どもに関すること（親権、養育費、親子交流）
共同親権って？ 養育費や親子交流はどうやって決める？
- ▶ お金に関すること（財産分与、慰謝料、年金分割）
財産分与や慰謝料はどうやって決める？ 年金分割ってなに？
など考えることがたくさん・・・

知りたい！！

- ▶ 養育費セミナー
- ▶ 個別相談会
への参加がおすすめ！
（年2回開催）

スタート

話を聞いてほしい。相談したい！

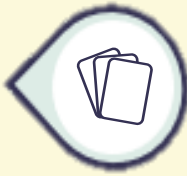
- ▶ 養育費（離婚）相談
家庭子ども相談課 0942-30-9063
久留米ひとり親サポートセンター 0942-32-1140
- ▶ 法律相談
広聴・相談課 0942-30-9017（※要予約）
男女平等推進センター相談室 0942-30-7802（※女性限定）



公正証書などを作る！！

離婚に伴い話し合って決めた内容は、**公正証書**に残すことをお勧めします。
養育費だけの場合は、私的合意書でもOK！**先取特権**が付与されました。

- ▶ 久留米公証役場 0942-32-3307
久留米市中央町28-7（※要予約）
- ▶ **公正証書の作成費用の補助**
を利用しよう！（上限3万円） ※詳しくは裏面をcheck



裁判所で手続きすること になったら・・・

離婚についての話し合いができない、
進まない場合には家庭裁判所の調
停手続きを利用して進めましょう！

- ▶ **調停等に要する費用の補助**
を利用しよう！（上限3万円）
※夫婦関係調整（離婚）調停や、婚姻費用分担請求調停は対象外
※詳しくは裏面をcheck



養育費を安定して受取るために。

養育費保証契約の締結や、不払いの
養育費の強制執行を検討してみましょう。

- ▶ **養育費保証契約の保証料の補助**
を利用しよう！（上限5万円）
- ▶ **養育費強制執行申立費用の補助**
を利用しよう！（上限5万円）
※詳しくは裏面をcheck

NEW

養育費の確保

お問合せ・相談先

久留米市役所
子ども未来部 家庭子ども相談課

電話 0942-30-9063
FAX 0942-30-9718

▶ 詳しくは
『久留米市 養育費確保支援事業』で検索

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1060manabi/2010kosodate/3060hitorioya/youikuhikakuhsien.html>





養育費確保支援事業のご案内

▶ 安定して養育費を受取るために！

▶ 支払いが滞った時の備えとして。

▶ 未払いの養育費を確保するために。

家庭裁判所の調停等の費用はコチラ！！

公正証書等の作成費用補助

養育費保証契約の保証料補助

NEW 養育費強制執行等申立費用補助

申請できる人

久留米市にお住まいのひとり親（交付申請時）で、次の要件を全て満たす方

- ☐ 養育費の取決めに関する「**債務名義**」がある
（※養育費強制執行等申立ての場合は、養育費の先取特権の存在を証する文書〔私的合意書等〕でも申請可能。）
- ☐ 養育費の対象となる20歳未満の児童を扶養している
- ☐ 養育費の取決めや差押えに係る費用を負担した
（※強制執行申立ての場合で法テラス利用の方は、法テラス立替金の支払義務があること。支払猶予期間中や免除申請中は申請できません。）
- ☐ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め同様の補助金を交付されていない

▶ **債務名義**とは・・・
財産の差し押さえなど強制執行を行うために必要な公の文書です。
公正証書の場合、強制執行の認諾についての文言が含まれている必要があります。

▶ **養育費の強制執行等**とは・・・
強制執行のために必要な財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立てを含みます。

補助対象

上限3万円

- ☐ 公証人手数料
（養育費に関する部分のみ）
- ☐ 収入印紙代
（養育費に関する部分のみ）
- ☐ 添付書類の取得費用
（戸籍謄本等の公証役場や裁判所への提出書類のみ）
- ☐ 連絡用の郵便切手代

上限5万円

- ☐ 保証会社と養育費保証契約を結ぶ時に支払った保証料
（保証期間は1年以上）

上限5万円

- ☐ 収入印紙代
（養育費の強制執行等に関する部分のみ）
- ☐ 添付書類の取得費用
（戸籍謄本等の裁判所への提出書類のみ）
- ☐ 連絡用の郵便切手代
- ☐ 養育費の強制執行申立等に要する弁護士等委任費用
（着手金のみ）

共通

- ☐ 養育費の取決めをした文書（債務名義化した公正証書や調停調書など）
（※養育費強制執行等の場合は、私的合意書でも可。）
- ☐ 戸籍謄本または抄本（※子の入籍をしていない場合、親と子それぞれ必要）
- ☐ 世帯全員分の住民票（※マイナンバー、本籍地の記載は不要）
- ☐ 児童扶養手当証書（※児童扶養手当受給者の場合）
- ☐ 領収証等（※申請者が負担したものに限る）

必要書類

- 【養育費保証契約の保証料補助の場合】
 - ☐ 養育費保証契約書（保証期間は1年以上）
- 【養育費強制執行等の申立費用補助の場合（共通）】
 - ☐ 養育費の強制執行等に関する裁判所への申立書の本人控え（要受領印）
- 【養育費強制執行等について弁護士等に依頼し、法テラスから実費の立替えを受けていない場合】
 - ☐ 弁護士との委任契約書の写し
- 【養育費強制執行等について弁護士等に依頼し、法テラスから実費の立替えを受けている場合】
 - ☐ 弁護士との委任契約書の写し
 - ☐ 法テラスの援助開始決定通知の写し
 - ☐ 法テラスの援助終結決定通知の写し



申請期限

公正証書等を作成した日／養育費保証契約を締結した日／強制執行等の申立が受理された日の翌日から起算して **6か月以内**
強制執行について弁強等に依頼し、法テラスから実費の立替えを受けている場合にあっては、法テラスから援助の終結決定がされた日の翌日から起算して **6か月以内**
※養育費強制執行等申立て費用補助に関するものは 令和8年4月1日以降の日に限る。

